三　法第三条第三項第三号に規定する事業（以下「三号事業」という。）に関する基本的事項

三号事業は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業をいい、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進し、その普及・定着を図ることを目的とする事業である。

農業者団体等は、三号事業を実施しようとする場合には、農業者団体等の構成員の間で地域の実態に即した自然環境の保全に資する農業生産活動の普及に向けた合意形成を図り、事業計画の認定の申請に先立ち、原則として五年間を期間とする営農活動の実施時期等の計画を定める文書（以下「営農活動計画書」という。）を作成し、当該営農活動計画書に即して事業計画を定めるよう努めなければならない。

農林水産大臣は、法第三条第三項第三号に規定する「自然環境の保全に資する農業の生産方式」に用いる農業に関する技術を定め又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。協議の際、環境大臣は、環境の保全の観点から特に必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、意見を述べることができる。

四　その他

国は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。また、都道府県段階においても第三者委員会を設置し、都道府県内における法に基づく施策の点検及び効果の評価を行うよう努めなければならない。

第四　その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する重要事項

一　推進体制の整備に関する事項

農業者団体等が行う取組の効果的な促進を図るためには、地域の特性を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

効率的な推進を図るため、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県において整備することが必要である。

二　国、都道府県、市町村、農業者団体その他の関係者間での連携に関する事項

国は、都道府県、市町村、農業者団体その他の関係者間での情報共有や定期的な意見交換その他の取組が行われるよう、その連携の推進に努めるものとする。

○農林水産省・環境省告示第五号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月十七日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月二日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　望月　義夫

承認番号　15―46Ｐ―0007

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	デュポン株式会社 代表取締役社長　田中　能之 東京都千代田区永田町二丁目11番１号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry1F, cry34Ab1, cry35Ab1, pat, cry1Ab,* 改変*cry3Aa2,* 改変*cp4 epsps, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (4114×MON810×MIR604×NK603, OECD UI：DP－004114－3×MON－00810－6×SYN－IR604－5×MON－00603－6)（4114、MON810、MIR604及びNK603それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　15―46Ｐ―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　ハーラルト・プリンツ 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びに雄性不稔及び稔性回復性セイヨウナタネ（改変*cp4 epsps,* 改変*bar, barnase, barstar, Brassica napus* L.) (MON88302×MS8×RF3, OECD UI：MON－88302－9×ACS－BN005－8×ACS－BN003－6) (MON88302、MS8及びRF3それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該セイヨウナタネから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　15―46Ｐ―0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区京橋二丁目5番18号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びに稔性回復性セイヨウナタネ（改変*cp4 epsps,* 改変*bar, barstar, Brassica napus* L.) (MON88302×RF3, OECD UI：MON－88302－9×ACS－BN003－6)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―